我が国における営業秘密と不正競争防止法

―日本企業の営業秘密流出事件に関連して―



大阪大学大学院経済学研究科非常勤講師 西口 博之

目 次

- I. はじめに
- Ⅱ. 営業秘密とその保護
- (1) 企業秘密とその保護形態
- (2) 営業秘密と不正競争防止法
- (3) 営業秘密に関する紛争
- Ⅲ. 最近の日本企業の営業秘密流失事件
 - (1) 新日鉄の韓国ポスコ事件
 - (2) 東芝のSKハイニック事件
- Ⅳ. 営業秘密流失防止対策
 - (1) 企業内における対策(契約による保護)
 - (2) 新しい規制法制の創設
- V. おわりに

I. はじめに

最近の東芝の韓国半導体大手メーカーへの半導体メモリー不正流失事件といい、2年前の新日 鉄の韓国ポスコへの最先端鋼板技術の漏洩事件でも、我が国の企業の元社員がかっての職場での 技術・ノウハウを相手先に持ち込む形で関与している。

昨今の我が国における経済停滞で、企業はその業績低迷をリストラによって切り抜けることが 常態化するなかで、リストラ並びに定年退職で職場を離れた技術者が韓国・中国等のメーカーに 再就職し、その中でそれらの技術・ノウハウが漏洩されるのは別に珍しいことではない。

考えてみれば、かって我が国企業が米国の先端技術を不正入手したとして問題となった米国 IBM産業スパイ事件も米国側社員の関与の有無は別として、技術後進企業は技術先進企業の持つ 高度技術の入手に熱心なのは当然で、それは今回の新日鉄・ポスコ事件でも元ポスコ社員がかって新日鉄から入手した先端技術を中国の製鉄会社に不正流失していた事実が判明した背景からも 納得が行くと言える。

本稿では、我が国における営業秘密の保護がどのようにおこなわれているのか、またその営業 秘密の漏洩事件等の紛争例、最近の我が国企業の海外企業への営業秘密の不正流失に係る紛争例 などを論じ、そのうえで今後の我が国企業が海外企業との紛争を避けるための対応策等を提案す るものである。

Ⅱ. 営業秘密とその保護

(1) 企業秘密とその保護形態

企業の保有する知的財産権としてのいわゆる企業秘密の保護の仕方・保護形態としては、 特許法・商標法・著作権法などによる保護と営業秘密としての不正競争防止法による場合とがある。前者の場合で、特に特許による保護については、後者との大きな相違は、公知性・公開性である。即ち、特許権は特許庁に出願公開されて、設定登録されて公開性があるのに反して、営業秘密は秘匿が出来て公開性がないという点である。

また、特許権は特許の出願が必要で、認可されても原則として出願から20年、最長でも25年しか保護されないのに反して、営業秘密は法的な手続きが不要で、その保護は半永久的になされる。但し、特許権は「自然法則を利用した技術的思想」しか保護の対象とならないが、営業秘密は「技術上又は営業上の情報」がその保護対象となる¹。

一般的に両者に共通の法律上の保護の規定は次の通りで、企業としての秘密の保護策は、公開 して特許権での保護を受けるか、秘匿して営業秘密としての保護を受けるかである。

- ① 差止請求権(不正競争防止法第3条・特許法第100条)
- ② 損害額の推定等(不正競争防止法第5条・特許法第102条)
- ③ 具体的態様の明示義務(不正競争防止法第6条・特許法104条の2)
- ④ 書類の提出等(不正競争防止法第7条・特許法第105条)
- ⑤ 損害計算のための鑑定(不正競争防止法第8条・特許法第105条の2)
- ⑥ 相当な損害額の認定(不正競争防止法第9条・特許法第105条の3)
- ⑦ 秘密保持命令(不正競争防止法第10条・特許法第105条の4)
- ⑧ 当事者尋問等の公開停止(不正競争防止法第13条・特許法第105条の7)
- ⑨ 信用回復の措置(不正競争防止法第14条・特許法第106条)

(2) 営業秘密と不正競争防止法

営業秘密とは、我が国の不正競争防止法第2条4項によれば、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう」と定義されている。技術上の情報とは、技術的ノウハウ、設計図、実験データ、製品の成分などをいい、営業上の情報とは、顧客名簿、受注書、見積書、販売マニュアル、商品の原価、利益率などをいう²。

営業秘密と類似する概念として、「ノウハウ」・「トレードシークレッド」・「企業秘密」等があるが、不正競争防止法で「営業秘密」が用いられているのは、「ノウハウ」が技術上の情報のみを指す場合があること、「トレードシークレッド」は「営業秘密」の外に「企業秘密」を含めて用いられること、「企業秘密」はノウハウ的な情報に限定されず、企業の秘密情報すべてを含ま

¹ 田村善之『知的財産法(第5版)』有斐閣(2010年)42頁並びに180頁以下。

² 渋谷達紀『知的財産法講義Ⅲ (第2版)』有斐閣 (2008年) 127頁以下。